## 1 「日本郵政公社」のスタート

#### 平成15年4月、日本郵政公社発足

#### 1 日本郵政公社誕生の経緯

中央省庁等改革の基本的な理念を定めること等を目的とした中央省庁等改革基本法(平成10年成立)において、郵政事業について、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること等の方針に従い、国営の新たな公社を設立することが定められた。

この改革基本法で示された方針を踏まえ、総務省では、日本郵政公社の制度の具体的な在り方について検討を行う「郵政事業の公社化に関する研究会」を開催し、平成13年12月に「中間報告」が取りまとめられた。この中間報告に基づき、総務省は、日本郵政公社法案、日本郵政公社法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第154回通常国会に提出し、これらの法律は平成14年7月に可決成立し

#### た。

#### 2 日本郵政公社制度の概要

日本郵政公社については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を推進するという観点から、新たな制度が採用されている(図表 )。これらにより、引き続きユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、より一層質の高いサービスの提供を行うことが期待される。

3 日本郵政公社の設立・第一期の中期経営目標等 総務省では、日本郵政公社の設立の準備を行うため、平成14年9月に日本郵政公社法施行法に基づき14 名の設立委員を指名した。設立委員は、8回にわたる 会合を開催するなどにより、日本郵政公社の設立の ために必要な届出や認可申請等を行い、平成15年3月 31日に準備行為を終了した。平成15年4月1日に日本 郵政公社法が施行され、日本郵政公社が発足した (図表 、)

### 図表 日本郵政公社制度の概要

予算等による事前管理から事後評価に改め、公社が中期経営目標・計画を定め、総務大臣がその業績評価を行う 商品・サービスの具体的内容は、法令で規定する基本的事項の範囲で公社が定め、総務大臣が認可する 企業会計原則を導入し、会計監査人の監査を義務付ける

#### 図表 日本郵政公社の発足式



## 図表 日本郵政公社のマーク等

日本郵政公社のシンボルマーク



日本郵政公社ロゴマーク



郵便局ロゴマーク



平成15年3月に総務省は、日本郵政公社の最初の中 期経営目標及び計画である「平成15年4月1日以降4年 を一期とする日本郵政公社の中期経営目標及び中期 経営計画」について、設立委員からの申請を受け、 認可し、国会に報告している。その中期経営目標に

おいては、郵便業務関係で積立金500億円以上の確保、 貯金業務関係で積立金3.9兆円以上の確保、保険業務 関係で危険準備金及び価格変動準備金の積立金額 3,000億円以上の確保等が定められている(図表)

#### 図表 日本郵政公社の中期経営目標及び中期経営計画(平成15~18年度)

	公社全体の目標	郵便業務関係	貯金業務関係	保険業務関係
経営の基本的方向性	郵便局ネットワークの有効活用(ワンストップサービス等) 自律的かつ弾力的な経営の推進 国際的な協調・連携			
財務内容の健全性の確保	財務内容の健全性 の確保	積立金 <sup>1</sup> 500億円以上	積立金 <sup>1</sup> 3.9 <b>兆円以</b> 上	危険準備金及び価 格変動準備金の積 増額3,000億円以上
業務運営の効率化	業務運営の効率化	事業経費率 <sup>2</sup> 98.5 <b>%以下</b>	経費率 <sup>3</sup> 0.52%以下	事業費率 <sup>4</sup> 5.1%以下
サービス水準の維持・向上	お客さま満足度の 向上 コンプライアンス の徹底	送達日数達成率 97.0%以上	お客さま満足を高 めるサービスの充実	失効解約率 保 険 3.6% 年金保険 2.3% 以下
その他の事項		経営管理の高度化	経営管理の高度化	経営管理の高度化

1 積立金 = 2 事業経費率 = 3 経費率 = 4 事業費率 = = 平成18年度貸借対照表における利益剰余金の額 = (営業原価+販売費及び一般管理費)÷営業収益×100 = 営業経費÷郵便貯金平均残高×100

事業費÷保険料収入×100

## 2 信書便事業の円滑かつ適正な推進

#### 信書の送達の事業への民間参入制度の実施

平成15年4月の日本郵政公社の設立に併せて、「民間事業者による信書の送達に関する法律」(「信書便法」)が施行され、従来、国の独占とされてきた信書の送達の事業への民間事業者の参入が認められた。また、郵便法及び信書便法に信書の定義が規定され、総務省では、この定義規定に基づき、信書に該当する文書を分かりやすく示すために、「信書に該当する文書に関する指針」を公表した(図表)

信書便法は、民間事業者による信書の送達の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

信書便の役務を提供する事業は、「一般信書便事業」 と、「特定信書便事業」の2つの事業類型に分けられ、 いずれも総務大臣の許可制としている。

一般信書便事業は、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業で、ユニバーサルサービスを確保するため、 利用しやすい全国均一料金(最低基本料金80円) 全国における原則毎日1通からの引受・配達、 随時、簡易かつ秘密の保護が確実な差出方法といった条件が付されている(図

#### 表)

特定信書便事業は、民間事業者の創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを提供する事業である(図表)

長さ、幅及び厚さの合計が90センチメートル を超え、又は重量が4キログラムを超える信書 便物を送達するもの

信書便物が差し出された時から3時間以内に送 達するもの

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物を送達するもの

また、秘密の保護を確保するため、一般信書便事業及び特定信書便事業のいずれにも、信書便管理規程を定める義務等が課されている。

なお、平成15年度の税制改正により、信書便事業 の用に供する施設に対しては、事業所税の非課税措 置等が講じられている。

総務省では、平成15年4月末までに、特定信書便事業5社に対して、参入の許可が与えられている。

## 図表 信書の定義

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」

「特定の受取人」とは、

差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のこと

「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、

差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること 「文章、とは

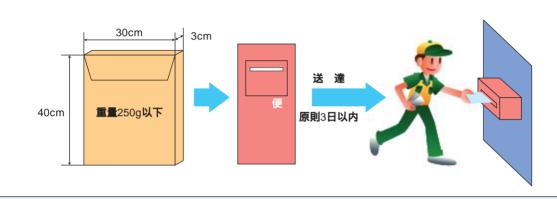
文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと (電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しない)

#### 図表 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業である

#### 一般信書便役務とは、

- 1.長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を送達するもの
- 2.国内において信書便物が差し出された日から原則3日以内に当該信書便物を送達するもの



#### 図表 特定信書便事業

創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、次に掲げる特定信書便 役務のいずれかを充たす必要がある

#### 特定信書便役務とは、

1.3時間以内に信書便物を送達するもの



2.その料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物を送達するもの

3 . 長さ、幅及び厚さの合計が90cm を超え、又は重量が4kgを超える信 書便物を送達するもの



引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額は1,000円、引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務の料金の額は重量及び配達地に応じて異なる

## 3 郵便局におけるワンストップサービスの推進

#### 平成14年度末現在、43市町村、147郵便局で証明書を交付

「ワンストップサービス」とは、様々なサービスを1か所で提供するものであり、住民にとって最も身近な国の窓口機関である郵便局においてワンストップサービスが実現すれば、利便性が著しく向上すると考えられる。

そこで、住民の利便の増進を図るとともに、地方 公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、住 民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱 うことができるようにする「地方公共団体の特定の 事務の郵便局における取扱いに関する法律」が、平成13年12月から施行されている。これにより、地方公共団体は日本郵政公社との協議により規約又は契約を締結し、各種事務を郵便局において取り扱うことができるようになった(図表 )。なお、証明書交付事務に係る協議については、地方公共団体の議会の議決が必要である。

平成14年度末現在、43市町村、147郵便局で証明書 交付事務を実施している。

# 図表 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」施行により郵便局において利用可能となったサービス

#### 【証明書交付事務】

戸籍の謄本、抄本等

納税証明書

外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書

住民票の写し及び住民票記載事項証明書

戸籍の附票の写し

印鑑登録証明書

の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務(本人請求に係るもの)

【郵便局窓口において提供する事務例】

公営バスの回数券・ごみ処理券・し尿処理券・ごみ袋の販売

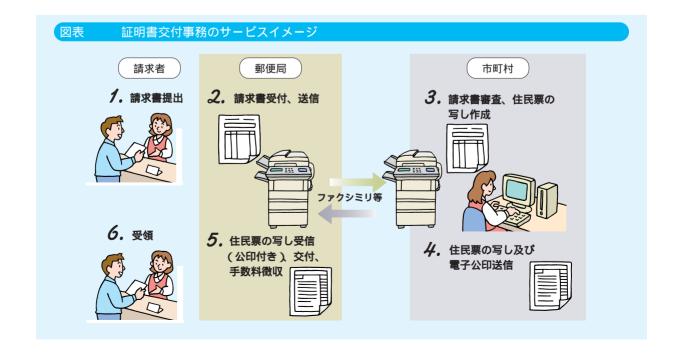
公営施設・学習講座の利用申込みの取次ぎ

【外務職員を活用したサービス例】

高齢者等への立寄り・声かけや日曜品の配送等

図書館の図書の配送、返送

廃棄物等不法投棄に関する情報提供



情報通信政策

情報通

信統計デー

タベー

#### コラム3

## 情報诵信統計データベース

#### - 情報通信統計をワンストップで提供

総務省では、平成14年4月から、「情報通信統計データベース」(http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/)サイトの運用を開始した。同サイトには、情報通信主要データや情報通信産業の業況を掲載している「基本データ」並びに通信利用動向調査、通信産業基本調査、通信産業実態調査及び通信産業動態調査等、総務省の実施する情報通信に関する統計の結果を掲載している「統計調査データ」、通信、放送の契約数及び

事業者数等の情報通信に関するデータを掲載している「分野別データ」、情報通信白書、IT関連統計、関連団体の統計データ、民間の統計ガイド及び海外の情報通信統計情報等を掲載している「関連情報(統計関係リンク)」等がある。

運用開始月のアクセス件数は14,379件であり、 その後も、月平均14,000件以上のアクセス件数 がある(平成14年度末現在)。

#### 「図表 「情報通信統計データベース」

